

貸付事業のご案内

共済組合では、生活必需品や住宅等の購入、結婚、修学など組合員のみなさんの臨時に資金が必要な場合に貸付を行う貸付事業を行っています。

貸付の種類	貸付事由	貸付の限度額	貸付金額の単位	利率(年)	償還期間																
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき 【例】車、家具、家電等の購入	給料の6ヵ月分 (最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~ 120月																
住宅貸付	<ul style="list-style-type: none"> • 組合員が入居する住宅の新築、増改築、修繕または購入 • 住宅の敷地の購入 【例】屋根修理、外壁修理、水回りリフォーム、ソーラーパネル・電気給湯器などの購入(設置工事を伴うもの)	申込時における給料に組合員期間の区分に応じた月数を乗じて得た額(最高1,800万円) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以上</td><td>7月</td></tr> <tr><td>6年以上11年未満</td><td>15月</td></tr> <tr><td>11年以上16年未満</td><td>22月</td></tr> <tr><td>16年以上20年未満</td><td>28月</td></tr> <tr><td>20年以上25年未満</td><td>43月</td></tr> <tr><td>25年以上30年未満</td><td>60月</td></tr> <tr><td>30年以上</td><td>69月</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	1年以上	7月	6年以上11年未満	15月	11年以上16年未満	22月	16年以上20年未満	28月	20年以上25年未満	43月	25年以上30年未満	60月	30年以上	69月	10万円単位 100万円~1,800万円	1.26%	132月~ 264月
		組合員期間	月数																		
1年以上	7月																				
6年以上11年未満	15月																				
11年以上16年未満	22月																				
16年以上20年未満	28月																				
20年以上25年未満	43月																				
25年以上30年未満	60月																				
30年以上	69月																				
<table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>3年以上7年未満</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>7年以上12年未満</td><td>700万円</td></tr> <tr><td>12年以上17年未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,100万円</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上7年未満	400万円	7年以上12年未満	700万円	12年以上17年未満	900万円	17年以上	1,100万円									
組合員期間	最低保障額																				
3年未満	100万円																				
3年以上7年未満	400万円																				
7年以上12年未満	700万円																				
12年以上17年未満	900万円																				
17年以上	1,100万円																				
在宅介護対応住宅貸付	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、増改築、修繕または購入するとき	限度額もしくは最低保障額にさらに300万円を限度に加算した額	60万円~300万円	1.00%	120月~ 300月																
災害貸付	災害家財貸付	組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	給料の6ヵ月分 (最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	0.93%	36月~ 120月															
	災害住宅貸付	組合員の家財または住宅の敷地に係る水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	住宅貸付額に相当する金額 (最高1,800万円)	10万円単位 100万円~1,800万円	0.93%	120月~ 360月															
	災害再貸付	住宅貸付または災害新規貸付を受けていながら、さらに水震火災その他の非常災害による損害(法の規定による災害給付の支給を受けた場合に限る)を受けたとき	申込時における給料に組合員期間の区分に応じた月数を乗じて得た額(最高1,900万円) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>3年以上7年未満</td><td>450万円</td></tr> <tr><td>7年以上12年未満</td><td>750万円</td></tr> <tr><td>12年以上17年未満</td><td>950万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,150万円</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	150万円	3年以上7年未満	450万円	7年以上12年未満	750万円	12年以上17年未満	950万円	17年以上	1,150万円	10万円単位 100万円~1,900万円	0.93%	120月~ 360月			
組合員期間	最低保障額																				
3年未満	150万円																				
3年以上7年未満	450万円																				
7年以上12年未満	750万円																				
12年以上17年未満	950万円																				
17年以上	1,150万円																				
特別貸付	医療貸付	組合員または被扶養者の療養(高額療養費の支給の対象となる療養を除く)	給料の6ヵ月分(最高100万円)	12万円単位 12万円~100万円	1.26%	36月~ 120月															
	入学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む)の入学に要する費用 【例】入学金・授業料・引越費用等	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~ 120月															
	修学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む)の修学に要する費用 【例】授業料・家賃・定期代・教科書代等	1ヵ月につき15万円の12ヵ月分 (年間180万円)	15万円単位 15万円~180万円 ※4月以降申込み場合は年度末までの残月数	1.26%	150月															
	結婚貸付	組合員または被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の婚姻のため	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~ 120月															
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭費用	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位	1.26%	36月~ 120月															
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員を含む)およびその被扶養者の高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払	高額療養費相当額	高額医療費に相当する額	無利息	高額療養費支給額より償還																
出産貸付	組合員(任意継続組合員を含む)およびその被扶養者の出産費の支給の対象となる出産に係る支払	出産費等相当額	出産費等に相当する額	無利息	出産費等支給額より償還																

※貸付の制限について 1. 共済組合または他の金融機関への毎月の償還額の合算が給料の30%を超えるとき。
 2. 共済組合および金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の12倍した額とボーナスの償還額の2倍との合算額が、給料月額12倍と給料月額4倍との合算額の30%を超えるとき。
 3. 給料の全部の支給が停止されているときまたは懲戒処分により給料の一部が停止しているとき。 4. 給料等差押えを受けているとき。

必要書類や申込方法はHPをご覧ください。 お問い合わせ 共済組合 福祉課 TEL 076-263-3366